

(4) 住所とは「生活の本拠」であり、私的生活の中心であり、その数は一人について1つである。

(5) 住民とは、「その市町村の区域内に住所を有する者」を言う。(自治法第10条第1項)

B <刑法第157条(公正証書原本不実記載等)>

1、公務員に対し虚偽の申立てをして、登記簿、戸籍簿その他の権利若しくは義務に関する公正証書の原本に不実の記載をさせ、又は権利若しくは義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録に不実の記録をさせた者は、5年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 社会生活をする中では種々の公機関に住民票住所を届け出て、それに基づく様々な書類を公機関に作成させるのであるから、住民票住所が虚偽(=生活の本拠地になっていない)であれば、市営住宅に関する書類はもちろん、運転免許証であれ選挙人名簿であれ税金関係書類であれ、全て「公正証書原本不実記載等」の刑事犯罪に該当する。

C <公職選挙法>

(1) 市町村選挙管理委員会は選挙人の数を確定し、不正な投票を防止するため、住民票に基づいて選挙人の氏名、住所、性別、生年月日などを記載した「選挙人名簿」を作成する。

(2) 当然ながら、「生活の本拠」を門真市から守口市に移した者が、その届け出をせずに門真市民になりすましたまま、その不正によって作成された選挙人名簿に基づいて門真市民として投票する事は「不正投票」である。

D <公営住宅法>

第一条(この法律の目的)

この法律は、……これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転賃することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

第二十三条(入居者資格)

公営住宅の入居者は、少なくとも次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

……二 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

また、公営住宅以外の所に「住所(=生活の本拠)」を置く者は公営住宅の居住者たり得ないのは「自明の理」である。

E <公務員の告発義務>

刑事訴訟法第239条第2項は、「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と定めている。

そして告発義務を怠ることは国家公務員法82条1項2号、地方公務員法29条1項2号の公務員の懲戒事由となる。

≪3≫ A 氏の確定的な違法行為(2001年度青年会議所名簿時期)

(1) {資料1-2}にある通り、A氏は「2001年度門真青年会議所会員名簿」において、

(勤) A 石材商店 代表者

〒571-0048 門真市新橋町3-×-×× 電話 06-×××××

(自) 〒570-0045 守口市南寺方××××(マンション名と部屋番号) 電話 06-×××××

と顔写真付きで自ら明記しており、2001年度以前の名簿を入手していないので、いつからこのような生活に入ったかは不明だが、遅くとも2001年度段階で「新橋住宅は会社事務所として使い、自宅は守口市の娘のマンションで、娘家族と同居する生活」に入っていた事が明白である。

(2) 門真青年会議所の会員には、「会社だけ門真市で自宅は他市」という会員が多数存在しており、